

# 沖縄県公報

公

定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

# 規則

訓令

○告示・公告定型の一部を改正する訓令(総務私学課)…………………………………………19

病院事業局事項

○沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示……………………39

○沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令………………40 災害対策本部事項

○沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令……………………………43

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

○沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………47

規則

沖縄県老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第34号

沖縄県老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(沖縄県老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 沖縄県老人福祉法施行細則(平成5年沖縄県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第3号様式の2中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

(沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第5条第5項中「同一敷地内にある」を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関等)

- 第8条の2 条例第26条第1項に規定する規則で定める協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)の要件は、次に掲げる要件とする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
  - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

第8条中「当該指定介護老人福祉施設と同一敷地内にある」を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関等)

- 第10条の2 条例第34条第1項に規定する規則で定める協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)の要件は、次に掲げる要件とする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
  - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第12条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

(沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第6条 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第3号中「又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第10条第1号中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関)

- 第12条の2 条例第34条第1項に規定する規則で定める協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)の要件は、次に掲げる要件とする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
  - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の 医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制 を確保していること。

第14条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第7条 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第4条中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条及び第14条中「同一敷地内にある」を削る。

第16条第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

公

(3) 条例第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録

第19条及び第22条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定に よる」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を 同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 条例第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録

第25条の2に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があっ たものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、沖縄県介護老人保健施設の人員、 施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第83号。以下「介護老人保健 施設基準条例」という。) 第4条又は沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例(平成30年沖縄県条例第12号。以下「介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する 人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

第27条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定に よる」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を 同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録

第31条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定に よる」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を 同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条 第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条中「同一敷地内にある」を削る。

第37条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定に よる」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を 同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録

第37条の3中「同条第3号」を「同条第4号」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改める。 第46条中「同一敷地内にある」を削る。

第49条に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があっ たものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第4条 又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基 準を満たしているものとみなすことができる。

第51条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定に よる」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を 同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第140条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由の記録

第54条中「同一敷地内にある」を削る。

第58条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第58条の2 条例第155条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。第61条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第64条の2 条例第174条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 第70条中「同一敷地内にある」を削る。

第73条第2号を削り、同条第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第74条第2号を削り、同条第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第75条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

- 第75条の2 条例第194条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 第77条第2号を次のように改める。
  - (2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数

第78条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第80条を次のように改める。

(設備)

- 第80条 条例第207条第2項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) ユニット

ア 病室

- (7) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (4) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (が) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(が)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室

- (7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

### ウ 洗面設備

- (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### 工 便所

- (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に 供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 4 前3項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 5 条例第207条第4項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に 定めるとおりとする。
  - (1) ユニット

## ア 病室

- (7) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (4) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (f) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、例ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (ゴ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

# イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- め 必要な設備及び備品を備えること。

### ウ 洗面設備

- (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

# エ 便所

- (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 6 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に 供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第5項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 8 前3項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第81条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

- **第81条の2** 条例第209条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 第83条第2号を削り、同条中第3号を第2号とする。

第85条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用 については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
  - (1) 条例第237条において準用する条例第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
    - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
    - イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
    - ウ 特定施設従業者に対する研修
    - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。) の定期的な点検
  - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
  - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
  - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第86条中「同一敷地内にある」を削る。

第89条の2の次に次の1条を加える。

(協力医療機関等)

# 第89条の3 条例第234条第2項の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

第90条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第92条中「同一敷地内にある」を削る。

第95条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第98条中「同一敷地内にある」を削る。

第101条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第255条第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由の記録

第106条中「同一敷地内にある」を削る。

第109条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第8条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第51 号)の一部を次のように改正する。

第14条中「同一敷地内にある」を削る。

第16条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第59条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第19条及び第22条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 条例第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第25条の2に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第83号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。)第4条又は沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年沖縄県条例第12号。以下「介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第27条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院